

令和7年度 目黒区ひきこもり支援推進事業 委託事業者募集要項

1 募集目的

目黒区では、ひきこもり当事者が、自分らしく安心して過ごせ、当事者同士の交流を通して他者とつながれる場、さらに就労や自立などにつながる情報共有や相談ができる場として居場所をつくることにより、ひきこもり当事者が家族以外の人と安心できるつながりを築き、それぞれの自立のきっかけづくりを支援します。

については居場所づくりをはじめとするひきこもり支援推進事業を実施することとし、「目黒区ひきこもり支援推進事業委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、企画力、技術力、実績等を含めた総合的な判断を行い、契約相手として最適な事業者を選定します。

2 業務の名称

目黒区ひきこもり支援推進事業委託

3 委託契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※ ただし、円滑に事業を開始できるよう区との協議、事務連絡等の準備を行っていただきます（経費については今回の費用に含みます）。

※ 履行状況が良好と認められる場合は、予算の配当を条件として、令和8年度から9年度までについて、継続して契約を締結することとします。

なお、契約は単年度ごとに行います。

4 提案限度額

令和7年度 830,000 円 （消費税及び地方消費税相当額を含む）

提案した価格が提案限度額を超える場合、提案は無効となります。

5 提案者の資格及び条件

提案できる事業者は、次の要件を全て満たす事業者とします。要件の基準日は、様式2「プロポーザル参加申込書」（以下「申込書」という。）の提出日とします。ただし、その後において、要件を欠いた場合は、失格とする他、契約締結日以降に要件を欠いた場合についても同様とします。

（1）事業の実施に意欲を有する事業者（法人）で、これまでに東京都内において1年以上、以下に掲げる事業の受託実績（類似事業も含む）があること。

ア ひきこもりの当事者やその家族等に対する相談支援事業

イ ひきこもりの当事者の居場所づくりや当事者会支援に関する事業

ウ その他ひきこもり支援推進施策に関する事業

（2）東京都内に事業者本部または事業所を有している。

（3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (5) 目黒区競争入札参加者指名停止措置基準（平成2年4月1日付け目総契第740号決定）別表第1及び別表第2に規定する措置要件に該当しないこと。
- (6) 目黒区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年7月28日付け目総契第4070号決定）別表に規定する措置要件に該当しないこと。
- (7) 別紙1「令和7年度 目黒区ひきこもり支援推進事業委託業務詳細」（以下「業務詳細」という。）の内容を満たすことができること。
- (8) 以下の書類の提出があること。
 - ア 法人履歴事項全部証明書（3か月以内のもの・登記等謄本の写し）
 - イ 決算報告書（貸借対照表、損益計算書、収支計算書）直近1年分
 - ウ 法人事業税、法人税、消費税及び地方消費税納税証明書（未納額がないことを確認できるものに限る。）直近1年分

6 委託事業の概要

別紙1「業務詳細」のとおり

7 公募・選定の日程

令和6年	12月24日	目黒区公式ウェブサイト掲載、募集要項の配布開始
令和7年	1月8日	質問票の受付締切り（メールのみ <u>正午まで</u> 受付）
	1月10日	質問票提出者への回答書送付（メール）
	1月16日	プロポーザル参加申込書提出期限（持参または書留郵便にて <u>正午までに</u> 必着）※年末年始を除く
	1月17日	参加申込書（参加資格確認）結果通知（メール）
	1月22日	プロポーザル提案書類提出期限（持参または書留郵便にて <u>17:00までに</u> 必着）
	2月3日	第一次審査（書類審査）結果の通知
	2月10日	第二次審査（最終審査） プレゼンテーション及びヒアリング、事業者の決定
	2月12日	最終審査結果通知の発送
	2月中旬以降	契約に向けた協議開始、契約手続き、事業開始に向けた協議、事務連絡等
	4月1日	事業開始

8 応募に関する事項

応募書類様式は、目黒区公式ウェブサイトからダウンロードできます。

(1) 質問の受付

ア 提出方法および提出先

下記提出先あて、メールにより提出してください。（メール以外の提出は受け付けません。）

提出先：目黒区健康福祉部福祉総合課ふくしの相談係

メールアドレス fsogo03@city.meguro.tokyo.jp

イ 提出期限

令和7年1月8日（水）正午まで（必着）

ウ 提出書類

「(別紙2) 令和7年度目黒区ひきこもり支援推進事業委託事業者提出書類一覧」(以下、「提出書類一覧」という)の様式1「令和7年度目黒区ひきこもり支援推進事業委託事業者募集に関する質問票」(以下「質問票」という。)

エ 留意事項

本質問票以外、目黒区役所関係所管等への直接のお問い合わせ(電話・FAX・E-mail・窓口を含む)には、応じません。

質問に対する回答は、質問事業者だけでなく質問票提出事業者すべてにメールにて回答予定です。質問がない事業者で、質問に対する回答を希望する場合も質問票を提出してください。

回答予定日は令和7年1月10日(金)です。

(2) プロポーザル参加申込書等の受付

窓口での受付は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとします。参加申込書を提出しなかった場合は、事業提案書を提出することはできません。

参加申込書を提出される際は、必ず電話で募集要項最終ページの問い合わせ及び提出先へ連絡してください。電話連絡がなく書類が未着の場合は、区は責任を負いません。

ア 提出方法および提出先

下記提出先あて、事前に電話予約のうえ持参、または書留郵便にて提出してください。(FAX・メールによる提出は受け付けません。)

提出先：目黒区上目黒2-19-15

目黒区健康福祉部福祉総合課ふくしの相談係

(目黒区総合庁舎本館2階) 担当 小澤

イ 提出期限

令和7年1月16日(木) 正午まで(必着) ※年末年始を除く

ウ 提出部数

正本1部、副本3部(副本はコピー)

エ 参加資格確認結果通知書の送付について

参加資格の要件を満たす者に対しては、令和7年1月17日(金)までに参加資格確認結果通知書をメールにて送付します。

(3) プロポーザル提案書(以下、「提案書」という)等の受付

窓口での受付は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとします。

提案書を提出される際は、必ず電話で募集要項最終ページの問い合わせ及び提出先へ連絡してください。電話連絡がなく書類が未着の場合は、区は責任を負いません。

ア 提出方法および提出先

下記提出先あて、事前に電話予約のうえ持参、または書留郵便にて提出してください。(FAX・メールによる提出は受け付けません。)

提出先：目黒区上目黒2-19-15

目黒区健康福祉部福祉総合課ふくしの相談係

(目黒区総合庁舎本館2階) 担当 小澤

イ 提出期限

令和7年1月22日（水）17：00まで(必着)

ウ 提出書類

（別紙2）「提出書類一覧」のとおり

エ 提出部数及び作成時の留意点

正本1部、副本5部（副本はコピー）

- ① 副本はパンフレット等の添付資料含め、法人名等がわからないよう必ず全てマスキング処理等の加工を行ってください。（事業提案者が特定又は推測できるようなロゴマーク施設、社員（職員）の経歴や保有資格、写真等含む。）

- ② 綴り方

ア）「提出書類一覧」附番6（プロポーザル提案書）から附番13（又は14）まで順番に、ファイル（A4・縦型・左綴じ）で綴り、表紙にタイトル「目黒区ひきこもり支援推進事業委託事業提案書類」及び「法人名」を記入し、書類ごとにインデックスを付して提出してください。

イ）インデックスには、提出書類一覧に記載されている「番号と書類名」を記載してください。また、書類に直接貼付せず、白紙に添付の上、綴じてください。

ウ）書類はA4判で作成し、両面印刷してください（パンフレットを除く）。

オ 留意事項

- ① 提案書は別紙1「業務詳細」を踏まえ、事業目的達成に対応したものを作成してください。
- ② 見積書等は令和7年4月から令和8年3月末日までの事業の実施体制等を踏まえ、別紙1 業務詳細「4 委託内容、5 留意事項」に記載の各事業の経費（人件費、講師謝礼金、交通費、文房具等物品購入費、その他必要となる経費）の内訳を明記してください。
提案上限額は「4 提案限度額」のとおりです。
- ③ 提案書に関連するパンフレット等の資料は添付可としますが、パンフレットを除き、書類は原則A4判で作成してください。
- ④ 応募に必要な経費はすべて応募事業者の負担とし、提出された書類は返却しません。
- ⑤ 提出期限までに提出書類が到達しなかった場合は、参加資格を失います。また、提出期限以降における提案書類の差替え及び再提出は認めません。ただし、区が必要と判断した場合は、追加資料を求める場合があります。
- ⑥ 企画提案書等の内容に虚偽の記載がある場合は、提案内容を無効とします。
- ⑦ 提案書は本件に係る審査結果を公表後、結果の如何に関わらず、開示請求があった場合は、目黒区情報公開条例（平成12年12月目黒区条例第58号）の趣旨に則し、原則全部開示とします。したがって、全部開示されることを前提に、独自ノウハウ等の開示されることで法人等に明らかに不利益になる事項及び受託している実務実績については「提出書類一覧」様式10「提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書」に記載のうえ提出してください。

なお、不開示部分についての最終判断は区で行いますので、必ずしも疎明書に記載されたすべての部分が不開示になるというわけではありません。様式10「提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書」には、法人名、提案書の該当ページ、不開示を希望する部分、具体的な理由、目黒区情報公開条例上の該当条文を明記してください。

なお、提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書の提出があった場合は、目黒区情報公開条例第15条第1項に規定する任意的意見聴取において、意見書の提出があったものとみなしますが、疎明書の提出時と変化がないか等再度、状況の確認をさせていただく場合があります。

※ 様式10「提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書」提出期限
令和7年1月31日（金）17：00まで（必着）

9 審査基準

選定委員会が審査基準に基づき審査を行います。具体的には、次の事項を重視して審査を行います。

	主 な 評 価 項 目
事業者について	法人の理念及び事業目的は適正であるか
	事業実施に向けた基本方針は適切であるか
	財政運営は健全で、安定して継続的に事業を実施できる見通しがあるか
事業実績について	他自治体での事業の実施状況
実施体制について	事業実施に適した従事者の配置体制となっているか
	従事者の教育指導体制が十分であるか
	事業実施に必要な実施体制は確保できるか
	現場へのバックアップ、区、関係機関との連携体制は十分であるか
事業内容について	区の進め方に沿っているか
	事業の主旨を踏まえた企画提案はあるか
	利用者の状況に応じた業務内容の工夫・改善ができるか
個人情報保護について	事業者として個人情報保護の体制が確立されているか
安全管理等について	事故等のトラブル、苦情等に対応できる体制となっているか
見積金額	見積金額が妥当かどうか
プレゼンテーション及びヒアリング	事業目的は理解しているか
	事業に対する積極的な姿勢は窺えるか
	事業の実現可能性はあるか
	提案内容に対する説得力はあるか

10 選考方法

（1）第1次審査（書類審査）

提案概要等を審査します。

応募事業者が多数の場合は、第1次審査で3事業者を選定します。

一次審査の結果は、事業提案書を提出された全ての応募事業者に対し、メールにより通知します。

(2) 第2次（最終）審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第1次審査を通過した事業者に対し、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。詳細は第一次審査結果を通過した事業者に対して別途ご案内します。

最終審査は第1次審査の評価結果とプレゼンテーション及びヒアリングの評価結果を合算し、総合的に審査します。

(3) 事業者選定

最終審査後、選定委員会で合議の上、委託予定事業者を選定します。

ア 出席者

1 事業者 4名以内 とします。

説明時間のうち半分は、委託業務を実際に担当する予定の者が行ってください。

説明資料は提出済の企画提案書等に基づくものとし、新たな提案は認めません。

電子機器を使用する場合においても、同様とします。

イ 実施時間

1 事業者 25分以内（提案書類の説明10分以内、質疑応答15分程度）とします。

ウ 電子機器の使用

第2次審査で電子機器を使用する場合は、HDMI端子に接続可能なパソコン等の機器を持参してください。プロジェクターは区が準備します。

11 契約に際しての留意点

委託契約の締結に際しては、企画提案の詳細について別途協議・調整のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがあります。協議・調整が整った後に、契約の相手方となる事業者は、詳細な経費を積算した見積書を再度提出することとなります。

12 問い合わせ・提出先

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15

目黒区ひきこもり支援推進事業委託事業者選定委員会事務局

健康福祉部福祉総合課ふくしの相談係 小澤

T E L 03-5722-9064 F A X 03-5722-9062

メール fsogo03@city.meguro.tokyo.jp

以 上